# 洛西ニュータウン・タウンセンターにおける社会実験企画運営業務 仕様書

- 1 委託業務名 洛西ニュータウン・タウンセンターにおける社会実験企画運営業務
- 2 契約期間 契約日から令和5年9月29日まで
- 3 開催日時 令和5年9月22日(金)、23日(土) 午後5時~9時※ 小雨決行
- 4 開催会場 洛西タウンセンター公共広場及びその周辺 (京都市西京区大原野東境谷町2丁目4-2、5-1の一部)
  - ※ 別紙1「会場周辺図」赤枠部分を中心に開催場所を提案すること。
  - ※ 実際の開催場所は、提案内容も踏まえ本市と受注者で協議の上決定する。

#### 5 業務の目的

本事業は、洛西ニュータウンの核であるタウンセンターにおいて、公共空間の新たな利活用や、将来の事業者誘致も見据えた夜間の賑わい創出について可能性を検証するとともに、タウンセンター公共空間利活用にあたっての課題を抽出することを目的とする。

#### 6 委託業務

(1) 社会実験の企画及び実施

#### ア 居心地の良い空間の設置

デザイン性に優れたストリートファニチャー等を適切に設置し、来場者が楽しく快適に過ごせる空間を演出すること。ストリートファニチャー等の具体的な設置数及び設置場所については、発注者と協議の上決定するものとするが、想定数量としては概ね次のとおりとする。

•机: 25個

· 椅子: 50個

·人口芝: 30㎡

## イ ステージ企画等

- (ア) 音楽の生演奏など、夜間に相応しいステージ企画を実施すること。詳細 は本市との協議によるが、少なくとも以下の内容は実施すること。
  - プロの演奏家による音楽の生演奏:各日2時間
- (イ) ステージ以外で集客に効果のある企画を、少なくとも各日につき1件、 本市と協議のうえで実施すること。

## ウ 物販・飲食コーナー

- (ア) 開催時間中は、酒類販売を含む飲食コーナー(食事スペース含む。) や地元商工物産の物販コーナー(以下「飲食コーナー等」という。) を設けること。なお、飲食の出店については、ラクセーヌ専門店前広場部分及びタウンセンター通路脇を想定すること。
- (4) 飲食コーナー等の出店者については受託者が提案し、本市と協議のうえ、決定すること。その際、京都市に所在する事業者(以下「市内事業者」という。)から出店者を選定するよう努めること。ただし、市内事業者から十分な出店希望がない場合は、市内事業者以外の出店も可とする。
- (ウ) 安全面を考慮し、購入待ちの待機スペース、飲食等ができる滞留スペースの確保を優先して会場配置を検討すること。特に通路部分については、 通常の通行の妨げにならないよう十分注意すること。

#### エ 会場マップ及び案内板の作成

各企画や実施時間が記載された会場マップ(プログラム)を1,500部 作成し、会場で配布すること。また、同様の案内板を作成し、会場内の見や すい場所に設置すること(少なくとも2か所以上)。

#### オ アンケート調査の実施

アンケート回収ボックスの設置等により、来場者に、イベントの満足度等についてアンケート調査を実施するとともに、出店者からは販売数量や売上金額等を聴取し、本市に報告すること。

#### カ 会場等の照明

照明を設置する等、日没後も会場内に十分な照度を確保し、来場者の安全 確保に努めること。また、させること。その他、駐輪場〜会場の通路につい ても、必要に応じて安全が確保できるよう、照明の設置を検討すること。

# キ その他

- (イ) 本事業により発生するゴミは適切に処分することし、会場を汚損することのないよう十分に注意すること。
- (ウ) 上記のほか、独自企画事業の提案も可とする。

#### (2) 広報活動の実施

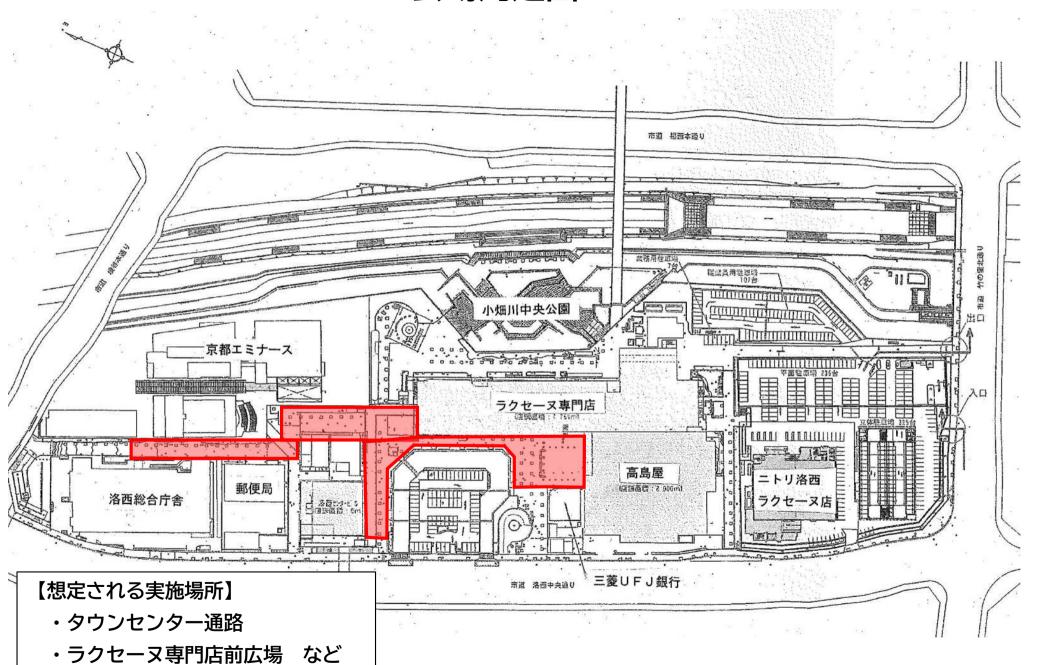
ア 開催周知のため、以下の広報物を制作(印刷、配送、その他費用負担を 含む。)すること。

- (ア) チラシ 2,000部
- (イ) ポスター 100部
- イ 制作した広報物については、本市住宅政策課及び本市が指定する箇所 (洛西ニュータウン内の3カ所程度を想定)に納品するほか、SNSを活用 するなど独自の広報を提案し、実施すること。

# (3) その他、本市が必要と認める事項

- ア 実施に当たっては、会場である洛西タウンセンターの特性を十分理解 し、別紙2の注意事項を踏まえて行うこと。
- イ 事業実施に係る法令(道路法、火災予防条例、食品衛生法等)に関する 書類作成から届出まで一切のことは受託者が行うこと。
- ウ 原則、本業務に必要な物品等は、受託者で準備・設置すること(物品調達を含む)。設置に当たっては、本市と事前に協議を重ね、会場の美観を損なわないよう厳重な養生を行うこと。
- エ 演出に係る音量等は、周辺住民に配慮すること。
- オ 会場の音響・照明に必要な電源等は、受注者において用意すること。なお、本市及び京都市住宅供給公社等との協議の上、ラクセーヌ等の既存電源を用いることも可とするが、その場合は、受注者において必要な電気工事を行うこと。
- カ 電気工事、会場設営、会場誘導業務については、安全かつ円滑なイベント運営が遂行できるよう、本市及び京都市住宅供給公社と十分に協議する こと。
- キ 会場設営日時は、契約後に調整するものとする。
- ク なお、会場撤去については、本イベント終了後、同日中に速やかに原状 復帰し、翌朝に本市と受託者立会いのもと現場確認を行うこと。その際、 施設管理者が立ち会う場合がある。
- ケ 本業務完了後、速やかに以下の書類を作成し、本市に提出すること。
- (ア) 実績報告書(収支決算、実施内容、実施の様子が分かる写真等を含む。)
- (イ) その他本市が必要と認める資料
- コ 感染症の拡大等により対応が必要な状況が生じた際には、本市と協議の うえ、対応すること。

# 会場周辺図



#### 1 進行管理

- (1) 受託者は本市との連絡を密にし、委託業務の進捗を図ること。また、本市の求めに応じ、業務の進捗状況をその都度報告すること。
- (2) イベント準備から片付けまでの作業中は、やむを得ない場合を除き、現場責任者が必ず現場に立ち会うこと。また、イベント当日についても、安全かつ確実に業務遂行できる体制を備えること。

なお、当日のスタッフ数、配置場所等は、事前に本市に提示し、了解を得る こと。

(3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に明記がなく、本業務遂行に必要な事項が生じた場合は、本市と協議のうえ対応すること。

# 2 安全管理

- (1) 受託者は、火気の使用等、常に安全に留意して現場の管理に努めること。
- (2) 災害防止その他管理上必要な緊急措置については、本市と協議して、適切な措置を講じること。
- (3) 準備~撤去作業中に歩行者等とのトラブルがないよう十分注意すること。万 ートラブルがあった場合には速やかに対処すること。
- (4) 必要に応じて、事前に本市と協議して、人止め柵の設置や進入禁止エリアの明示を行い、来場者の進入防止策を徹底すること。
- (5) 社会実験開催中は、会場内の警備を徹底し、事故防止に努めること。
- (6) 会場レイアウトを検討する際は、来場者の滞留スペースを十分確保するよう 努めること
- (7) 受託者において適切なイベント保険に加入し、万一の事態に備えること。

#### 3 その他諸注意等

- (1) 開催期間中、器具等を通路に仮置きする際は、通行の妨げにならないよう十分配慮すること。
- (2) 上記以外にも、本市と十分に協議したうえで運営すること。